

みんなが一緒に学ぶ、働く、暮らす社会へ

障害のある人への

差別をなくそう!

平成28年4月スタート
障害者差別解消法



わたしたちのまちにはさまざまな人が暮らしています。子ども、お年寄り、外国の人、障害のある人など。みんな違いはありますが、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人が社会参加するにはさまざまな障壁（差別）があります。

誰もがおたがいの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのために障害者差別解消法（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が定められました。障害を理由とする差別を解消していく責務はみなさん一人ひとりにあります。みんなでこの法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは

この法律の目的

この法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障害を理由とする差別」をなくすための措置を定め、それを実施することで、障害がある人もない人もわけへだてなく、みんながおたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。



■個人事業者や非営利事業も対象です

個人事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

対象となる障害のある人とは

障害者基本法で定められているすべての障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害〈発達障害を含む〉、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律のポイント！

★障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます！（P3～5参照）

- 不当な差別をしません！
- 合理的配慮をします！



国や市区町村といった行政機関



障害のある人

- 不当な差別をしません！
- 合理的配慮をするよう努力します！



会社やお店などの民間事業者

しょうがい 障害を理由とした差別とは



① 不当な差別的取扱い

しょうがい 理由とした差別として禁じられるひとつが、「不当な差別的取扱い」です。これは正当な理由もなく、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはない条件をつけたりすることです。

こんなことはありませんか？

「不当な差別的取扱い」の具体的な例

例①



レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。

アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。

例②



スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。

例③



② 合理的配慮の不提供

障害を理由とした差別として禁じられるもうひとつが、「合理的配慮の不提供」です。これは障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明※があったにもかかわらず、「社会的障壁(5ページ参照)」を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしないことです。

※知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

こんなことはありませんか？

「合理的配慮の不提供」の具体的な例

例①



目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明してくれなかった。

役所での会議に招かれたので、わかりやすく内容を説明してくれる人が必要だと申し出ていたが、そうした人材は用意してもらえなかった。

例②



災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。

例③





「社会的障壁」とは、どのようなもの？

社会的障壁とは、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、合理的配慮が求められる次のようなことです。

- ① 社会における事物 (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度 (利用しにくい制度など)
- ③ 慣行 (障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念 (障害のある人への偏見など)

具体例

「道路の段差」



3cm程度の段差でも車いすは進めなくなります。

「書類」



難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

「ホームページ」



すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

合理的配慮として好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。



視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



今後、国の「基本方針」にもとづいて、国の行政機関や地方公共団体などを対象とした「対応要領」や、各分野の民間事業者などを対象とした「対応指針」によって、何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかといったことについて、より具体的な内容が示されていく予定です。

差別とならない場合



正当な理由がある場合

正当な理由があって、障害のある人とない人で異なる対応をした場合は、法的差別にはなりません。ただし、正当な理由は、安全の確保、財産の保全、事務や事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、正当な理由があると判断した場合はその理由を説明しなければなりません。



過重な負担がかかる場合

障害のある人の社会的障壁を取り除くための負担が過重となる場合は、法的差別にはなりません。ただし、過重な負担は、個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、過重な負担にあたると判断した場合はその理由を説明しなければなりません。



■「過重な負担」の判断要素（例）

- 事務・事業への影響の程度（事務や事業の目的・内容・機能の維持）
- 実現困難度（人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性）
- 費用・負担の程度 ● 事務・事業規模 ● 財政・財務状況

意思の表明がない場合

障害のある人（またはその家族、介助者、支援者など）から、社会的障壁を取り除くことを求める意思の表明がなかった場合は、合理的配慮が行われなくても、法的差別にはなりません。ただし、障害のある人に適切と思われる配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれています。



優遇する場合

障害のある人とない人の事実上の平等を促進、達成するために必要な特別な措置、たとえば、状況に応じて障害のある人を優遇する対応などは、法的差別にはなりません。



もっと知りたい しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法

Q 合理的配慮を、行政機関などは「法的義務」、民間事業者などは「努力義務」としているのはなぜ？

A 合理的配慮は行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、多種多様な配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは各分野の対応方針による努力義務として自主的な取り組みを促しています。



Q 合理的配慮の努力義務をきちんと守らなかった場合は？

A 同じ民間事業者などが繰り返し障害のある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が、報告を求めたり、助言・指導、勧告といった行政措置を行ったりします。



Q 日常生活の個人的な人間関係のなかでも、この法律に違反したら罰せられる？

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。ただし、すべての人が障害や障害のある人への理解を深めることは大切なことです。

障害差別



Q この法律はいつからスタートする？

A 平成28(2016)年4月1日からスタートします。それまでの間に、国の「基本方針」にもとづく国の行政機関や地方公共団体などを対象とした「対応要領」や、各分野の民間事業者などを対象とした「対応指針」が整備され、すべての人にこの法律の趣旨や内容を理解してもらえるように、積極的な広報活動が行われます。





差別をされたときの相談窓口

まずは役所の窓口にご相談ください

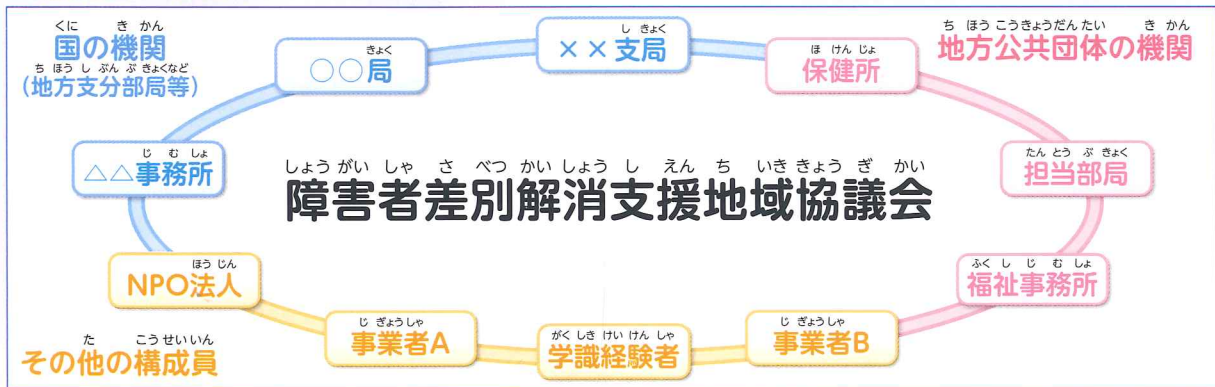
障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決は、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。例えば、行政相談委員による行政相談や、人権にかかわる相談であれば、法務局、方法務局などへ相談することもできます。



「障害者差別解消支援地域協議会」によるネットワーク

障害者差別の解消を効果的に進めるために、国や地方公共団体の機関が、それぞれの地域で「障害者差別解消支援地域協議会」を組織します。この協議会によって、関係機関などのネットワークができることで、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」が生じることなく、地域ぐるみで差別の解消に向けた主体的な取り組みをすることができます。

協議会の組織イメージ



※どのような機関で構成するかは各協議会の判断によります。

お問い合わせ先

越前市役所 社会福祉課
 電話 0778-22-3004
 FAX 0778-22-9185



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
 SG030050-P13